

定を目的とする「検査」を行う場合と、汚染濃度の実態調査を目的とする分析(判定や措置を伴わない分析)を行う場合とで正しく区別していることも考えられる。さらに本設問では、「定めている」と回答した機関に対し、「どのような対象として定めているか」について追加質問をした。選択項目として、1)ロット、2)コンサインメント、3)個別食品(アイテム)を挙げた。また、それぞれの選択肢には 1)製造ロット等、2)サンプリング可能であった複数の製造ロットを区別せず、3)ロットやコンサインメントといった想定をせず、の注釈を付記した。「ロット」と回答した件数は 30 件、「コンサインメント」と回答した件数は 2 件、「個別食品」と回答した件数は 43 件であった。コンサインメントと回答した 2 機関については、抜き取るサンプルの総数が先に決められており、その数を満たすためにやむを得ず複数のロットから抜き取りを実行し、その実行内容から「コンサインメント」と回答したのかも知れない。しかし、定義されたコンサインメントが取り扱われる場所は輸出入時の港や、大規模な集荷場といった極限られた場合のみと考える。

ロットやコンサインメントといった母集団を想定せずに抜き取られたサンプ

ルは、自動的に個別食品として扱う以外にない。抜き取られた個別食品について規格基準への不適合が疑われた場合でも、明らかに判定できるのはその個別食品のみである。しかし、個別食品に付随する情報から追って母集団を特定し、その母集団に対して何らかの措置が検討される場合があるかも知れない。その場合、母平均の推定はされていないため、判定の正しさを保証する科学的根拠はない。特定された母集団から新たに複数のサンプルを抜き出し得られた分析結果と併せて判定をするといった、分析を伴う追加調査により、判定の正当性を担保する方策が必要である。

有効回答数の約半数が、事前に定めるサンプリング対象として個別食品を回答した真の意味を推測することは難しい。サンプリング対象を事前に定めることも定めないとあると回答した機関について推測したとおり、実態調査を目的に判定を伴わない分析が行われているのかも知れない。しかし、設問 1 に対し、実態調査のみを実施していると回答したのは 1 機関のみであり、個別食品の分析結果に従ってなんらかの判定およびそれに伴う行政措置が執られる場合があることも推測される。

C.D.-4. 設問 4 「採取するサンプル

の個数と分析試料の調製について」

設問 4-1「採取するサンプルの個数が決められているか。またどのように決められているか」

設問 4-1 では、サンプル数の規定の有無および規定がある場合には、その決定要因について調査した。表 4-1 に示したとおり、サンプル数が「決められている」とした回答数が 72 件、「決められていない」とした回答数が 21 件であった。サンプル数が規定されなければ、母平均の推定精度を評価し得ず、仮に得られた分析値に基づき判定がされても、その正しさには保証がない。決められていないとした回答数は設問 3 においてサンプリング対象を定めていないとした回答数とほぼ同数であった。しかし、サンプリング対象が定められていないと回答した 22 機関のうち、サンプル数も決められていないと回答した機関は 8 機関のみであった。また、設問 3 でサンプリング対象が個別食品のみに定められていると回答した 39 機関のうち 6 機関がサンプル数も決められていないと回答している。設問 3 と 4-1 への回答が上記 2 通りの組み合わせの機関では、「検査を目的としないため、サンプリング対象を定める必要も、サンプル数を決めるこ

とで推定の精度を保証する必要もない」と理解できる。逆の視点から見ると、サンプリング対象が定められていないのに抜き取るサンプル数は決められている、あるいは、個別食品がサンプリング対象であるのにサンプル数を決めていると回答した機関がある。

設問 4-1 の設問文は、「1 回のサンプリングあたりの採取する検体の個数は決められているか」とした。この「1 回のサンプリング」が先のサンプリングの定義ではなく、「一施設への立ち入り」のように誤って解釈されている可能性は考えられる。また、ロットやコンサインメント以外に何らかの集団が想定されているのかも知れない。いずれにしても、これら回答の食い違いの背景に、サンプリングに対する理解の不十分さがあると考える。

抜き取るサンプル数が決められないと回答した 72 機関のうち、49 機関が分析対象とサンプリング対象の組み合わせに応じて決定していると回答した。1 回のサンプリングで採取するサンプルの数は、分析結果に基づく判定の誤りによって生産者と消費者が被るリスク(生産者危険と消費者危険)の兼ね合いを基本として決まり、どのような兼ね合いとするかに分析対象の母集中で分布と毒性等のリスクが考慮さ

れる。このサンプル数の決定方法は、国際的にハーモナイズされているものであり、その詳細はコーデックスガイドライン CAC/GL 50 等で確認する事ができる。また、検疫所が実施するモニタリング計画の実行に使用されるサンプリング計画では、特定の分析対象とサンプリング対象の組み合わせごとに決められたサンプル数を確認する事ができる。

その他として、サンプル数ではなく、サンプル量を規定しているという回答が 6 件得られた。内容を確認したところ、分析に必要な最小量をサンプル量として規定しているということである。個数を区別できない穀物を対象とする場合に、1 回の抜き取り量 (インクリメント) を重量として規定することはある。しかし、母平均の推定精度はあくまでサンプル数で決まる。インクリメントとして抜き取る場合にも、規定した重量のインクリメントを、対象とする母集団から目的とした精度が得られる数を抜き取る。

設問 4-2「分析試料の調製について」

設問 4-2 として、複数のサンプルを採取すると回答した場合にのみ、分析するためにサンプルをどのように調製するかについても引き続き質問した。

表 4-2 に示したとおり、「複数のサンプルをまとめ混合し、均一な一つの分析試料を調製する」とした回答が 72 件、「個別の独立した分析試料を調製する」とした回答が 26 件である。この結果から、複数のサンプルを採取すると回答した過半数以上の機関で混合均一化の調製の後、一つの試料の分析が行われていることが想像される。通知等にも指示された手順であり、また労力や費用を考えると実際的である一方、分析法の性能によっては見落としが生じる可能性を否定できない。

また、サンプリングの対象を定めていなければ複数のサンプルを採取することも、それらを混合・均一化することを手順とすることもできない。しかし、設問 3 の結果として、ロットあるいはコンサインメントをサンプリング対象として想定しているとした回答数は 32 件であり、上記の回答数 72 件との間に差がある。この点から考えても、「個別食品」の解釈が回答者によって異なったことが推測される。「ロットやコンサインメントを想定しない個別食品」について、回答者がどのような想定をもつたのかは疑問である。

設問 4-3「サンプリング計画および手順について参考とする引用」

設問 4-3 として、採取するサンプル

の数や分析試料の調製に関連し参考とする引用の有無について質問した。表4-3に回答を整理して示したが、食品の規格基準に付随して検体(分析試料)の採取・調製方法が示されている場合には、それに従っていることを想像させる多くの文書が回答された。それら文書に記載された通りのサンプル数が採取され、分析試料が調製されていれば、少なくとも食品衛生法に定められた規格基準への適合判定を目的に実施される検査としては、正しいサンプリングが実行されていると言える。しかし、実際に分析する食品の多様さあるいは、回答として得られたサンプリング実施場所の状況を勘案すると疑問が残る。引用文書を回答する代わりに、実施している取扱いの目的について、営業者の自覚を促すことであるとする回答も得られた。またその回答は、製品検査のような統計学的な正確さを求めたものではないとも続けられている。

C.D.-5. 設問5「分析結果に基づく判定について」

設問5では、分析結果に基づきどのような判定をしているのかについて質問した。検査でなければ判定をしないことになるが、全ての機関からは何らかを判定をしている旨、回答された。

設問1に対し、実態調査のみをサンプリングの目的としていると回答した機関が1機関あったが、この機関においても実際には検査するためにサンプリングされていることが分かる。

表5に示したとおり、「A. 一つのサンプルに由来する一つの分析値に基づき判定している」とした回答が69件、「B. 一つのサンプルを併行分析して得られた分析値の平均値に基づき判定している」とした回答が31件、「C. 複数のサンプルに由来する分析値の平均値に基づき判定している」とした回答が7件、「D. 複数のサンプルをそれぞれ併行分析し、得られた分析値を総合的に解析した後に判定している」とした回答が5件、「E. その他によって判定している」とした回答が9件であった。上記の通り、最も多かった回答はAであった。ここで言う「一つのサンプル(検体)」が、「複数のサンプルを混合・均一化した単一の分析試料」だと回答者に理解されたとすれば、このような試料を調製することにより母集団中の分布に関する情報は得られなくなる。しかし、先述の通り通知等を含む多くの規格に示されたサンプリング手順の代表例でもある。特に甚大な健康危害を生じる事が知られる化合物等が分析対象でない限り、労力やコストの

低減のためには採用せざるを得ない手法であると言える。また、一回しか分析を行わない場合には、分析による測定値のばらつきを考慮できないため、そのような手順を前提とするのであれば、あらかじめ分析法の精度が明らかにされていることが望ましい。また、Aと回答した機関のうち28機関は、Aの分析値をまず確認し、規格基準への不適合が疑われる場合には、B～Dあるいはそれに準じた手順を経て得られた分析値に基づき最終判定すると回答している。数多くの食品を監視し、その一方で不適合判定の正当性を担保するための取り組みと理解され、行政上求められている検査の手順としては実際的なものと考えられる。一方、Aのみの判定とした場合、その正しさは保証できない。

C.D.-6. 設問6 「判定に基づく措置について」

設問6では、判定結果に基づき講じられる措置について質問した。どのような措置を講じるかは、その措置を命じる機関が決めるものかと思う。しかし、判定に明確な根拠が伴わなければ、措置を命じられた事業者等から疑義が提出されることも考えられる。

表6に示したとおり、「A. 製造業者への注意」とした回答が76件、「B. 製

造業者への自主回収勧告」とした回答が54件、「C. 当該製品の回収指示(命令)」とした回答が57件、「D. 該製品を含むロットもしくはコンサインメントの回収指示(命令)」とした回答が71件、「E. 当該ロットもしくはコンサインメントを含む違反が疑われる全ロットもしくは全コンサインメントの回収指示(命令)」とした回答が30件、「F. その他」とした回答が15件であった。回答数からは、命じられた事業者等に大きな経済的損失を強いる措置がとられる場合が少なくない事が分かる。多くの回答者は複数回答をしており、分析対象による健康危害への影響等を考慮し、A～Eの措置を段階的に命じていることも推測される。DおよびEの措置が疑義なく実行されるためには、母集団の特性が規格に適合していないという判定が十分に正当でなければならない。その正当性の科学的根拠として、適切なサンプリング計画・手順に従って採取されたサンプルから適切に調製した分析試料を、分析精度を考慮した繰り返し回数で分析して得られる、母平均のよりよい推定値となり得る分析値を得ることが不可欠である。

E. 結論

最後の設問として、サンプリング計

画や手順を策定するにあたり感じている問題点について自由な回答を求めた。多数の回答者から同じ意見が提出される場合もあったが、それらを集約して表7に示した。

第一に、サンプリング計画や手順を策定しようとしても、その参考にすべき適切な文書が不在であることが意見として挙げられた。自治体の「収去」において実行されるサンプリングには多くの制限があり、それについての実情を訴える意見も多い。収去において実行されるサンプリングの指針となるような文書を策定するに際しては、実態への十分な配慮が必要と考えられる。

第二に、本アンケートの全設問を通じた回答から明らかであるが、サンプリングという行為およびその目的に関する理解を促進、共通させるような教育的措置が、指針等が策定されたにせよ、その正しい運用には不可欠と考える。表7にまとめた意見の中にも、「輸入食品と違い、国内の小売店で販売される食品については流通量が把握できず、よってサンプリング計画の策定が難しい。」という意見がある。輸入量に基づき策定されている計画はモニタリング計画であり、これは「輸入される食品のうち、規格基準に適合しない食品が〇〇%含まれていると仮定し、それ

が〇〇%の信頼水準で検出可能な数」を決めているのであって、サンプリング計画ではない。

第三に、分析結果に基づく判定および判定に基づき執られる措置についても一定の基準が示されるべきかと考える。設問6に関連し、「どのような措置を講じるかはその措置を命じる者が決定すべきであるが、判定に明確な根拠がなければ、措置を命じられた事業者等から疑義が提出される」と私見を述べた。命じられた事業者に時として大きな経済的損失をもたらすことからも、措置内容の妥当性については、十分な注意が必要である。判定が正しくなければ妥当な措置を執ることはできない。判定の正しさは、実施したサンプリングおよび分析の内容を科学的根拠とし自ずと決まってしまう。サンプリングや分析に起因し、分析値に付随する不確かさを判定の正しさを評価するための指標とすることも考えられる。「収去」およびそれに伴う分析に多くの制限があることも明らかとなった。まずは、そのような制限下でなされるサンプリング及び分析に起因する分析値の不確かさについて整理することが必要かもしれない。

実行可能なサンプリングの指針と一組となるよう、判定する上で満たすべ

き基準が策定されることにより、実施者間でのサンプリングの内容、判定および措置のハーモナイゼイションが図られるものと考える。また、この基準の中には、母集団を想定できない場合には、重篤な健康危害が生じる恐れがある場合を除き、規格基準適合判定を行わず、よって措置もしないことを含める事についても検討が必要と考える。

3. その他

なし

謝辞

アンケートにご協力いただいた各自治体等の担当者様に深くお礼申し上げます。また、回答だけではなく、それに関する資料等をご提供いただく事もあり、大変参考になりました。重ねて感謝申し上げます。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

設問1		食品採取(サンプリング)の目的		
回答	行政措置を伴う検査	実態調査	その他	
回答	88	49	11	
(詳細)	行政措置を伴う検査のみ	実態調査のみ	その他のみ	
	36	1	1	
	行政措置を伴う検査と実態調査	実態調査とその他	行政措置を伴う検査とその他	全て
	42	0	4	6
その他	食の安全を確保するために必要な先行調査等			
(詳細)	食中毒(疑い含む)関連調査に伴う保存食等の検査			
	インターネット流通品の買取検査			
				有効回答機関数 90/92

表 1 食品採取(サンプリング)の目的に関する質問に対する回答の集計結果

設問2		サンプリングを行う場所			
回答	総合食料品店店頭	総合食料品店・パックヤード(BY)	専門店店頭	その他	
90	63	85	66		
総合食料品店店頭のみ	総合食料品店BYのみ	専門店店頭のみ	その他のみ		
0	0	0	2		
回答 (詳細)	総合食料品店店頭とBY	総合食料品店と専門店店頭	総合食料品店店頭とその他	総合食料品店BYと専門店店頭	総合食料品店BYとその他
	2	6	2	0	0
総合食料品店店頭・BYと専門店	総合食料品店店頭・BYとその他	総合食料品店と専門店店頭とその他	総合食料品店・BYと専門店店頭とその他	全て	
19	1	19	0	0	41
食品製造施設	食肉加工場	農産物生産者からの提供	産地直売施設		
その他	海産物養殖場	畜場			
	集団給食施設	仕出し・弁当の調製施設	飲食店等(旅館厨房を含む)		
	食品保管倉庫	集荷場	卸売市場		
				有効回答機関数92/92	

表2 サンプリング実施場所に関する質問に対する回答の集計結果

設問3		事前にサンプリングの対象を定めているか	
回答	定めている	定めていない	その両方
回答 ロット(製造ロット等)	68 コンサインメント(サンプリング可能で あつた複数の製造ロットを区別せず) 30	22 個別食品(ロットあるいはコンサ インメントといった想定なし) 2	2 43
回答 ロットのみ	25 コンサインメントのみ	0 個別食品のみ	39
回答 (詳細) ロットとコンサインメント	1 ロットと個別食品	3 コンサインメントと個別食品	0
回答なし	1 ロット、コンサインメントと個別食品	1	1

有効回答機関数92/92

表3サンプリング対象の想定に関する質問に対する回答の集計結果

設問4-1		採取するサンプルの数は決められているか		決められていない	
回答		決められている		決められていない	
	72			21	
A. 分析対象及びサンプリングの対象 によらず一定	2	B. 分析対象に応じて決定		C. サンプリングの対象に応じて決定	
			14		9
D. 分析対象とサンプリング対象の組 み合わせに応じて決定	49	E. 予算や労力に応じて決定		F. その他の理由によって決定	
			9		5
BとC		B, C, DとF		BとE	
				CとD	
					1
回答 (詳細)					
C, DとF	1	DとE		DとF	
			4		1
F.その他 の理由	異なる対象物質の検査を目的としたサンプリングを同時に実施。両分析に必要な数を併せて採取。				
分析に必要な最小量を採取。					

表 4-1 採取するサンプルの数に関する質問に対する回答の集計結果

有効回答機関数92/92

設問4-2 採取したサンプルの調製について	
回答	複数のサンプルを混合し均一な単一の分析試料を調製 個別の独立した分析試料として調製
	72
	26
	有効回答機関数88/92

表 4-2 採取したサンプルを分析に供するための調製に関する質問に対する回答の集計結果	
回答	

表 4-3 サンプリング計画及び手順について参考とする引用について	
回答	サンプリング計画及び手順について参考とする引用について
	食品衛生検査指針
	食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法 総則4
	食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) 第1食品 A食品の成
	分規格 5(2) 検体、D各条
	第2版食品中の添加物分析法2000 一般試料採取法
回答	特に無し
	各検査法通知
	収去の目的は、あくまで営業者の自覚を促す手段として行うので、製品検査のような統計的な正確さなどを求めたものではない。
	それぞれの検体から均一になるよう採取している。

設問5

分析結果に基づきどのように判定をしているか

A. 一つのサンプルに由来する一つ B. 二つのサンプルを併行分析して C. 様数のサンプルに由来する分析 D. 様数のサンプルをそれぞれ併行分析し、得られた分析値に基づき判定(再サンプリングを含む)
 回答 の分析値に基づき判定 得られた分析値の平均値に基づき判定

回答 (詳細)	分析結果に基づきどのように判定をしているか					E. その他
	Aのみ	Bのみ	Cのみ	Dのみ	Eのみ	
41	31	7	5	9		
AとB	10	1	2	4		
16	3	1	2	2	2	A, BとC
A, BとD	A, BとE	A, CとE	A, DとE	A, B, DとE		
1	1	1	1	1		

(詳細)

基準違反に係る分析値が出た場合は、n=5での確認検査を実施し分析値の平均値に基づき判定。人を変えて再検査し判定(細菌検査)。
 表示等と照らし合わせ、検査結果が順当であればAで判定し、表示が無いのに検出されたり、基準を超えて検出されたりした場合は、B及びCで判定する。

違反あるいは疑わしきものについてはCの方法での判定を実施している。

通常は、「A」で判定基準違反のときは、「B」で判定する。

A.(細菌検査)B:(細菌・化学・農業検査)D:(化学・農業検査)E:細菌検査においては衛生指標菌は複数の培地を用いて平均値を求める場合が多い。

A.に従った判定により基準値超過が疑われる場合には、他分析機関においてクロスチェックを実施。

理化学検査に限り、規格基準に違反した場合には、保存してある検体で検査員を変えて5回再検査を行う。

有効回答数92/92

表 5 分析結果に基づきされる判定に関する質問に対する回答の集計結果

設問6

判定に基づきどのような措置を講じているか

回答	A. 製造業者への注意	B. 製造業者への自主回収勧告	C. 当該製品の回収指示(命令)	D. 当該製品を含むロットもしくはコンサインメントを含む違反が疑われる(コインサインメントの回収指示(命令))	E. 当該ロットもしくはコンサインメントを含む違反が疑われる(コインサインメントの回収指示(命令))	F. その他
	76	54	57	71	30	15
状況に応じた措置をぶごなう。						
健康危害が発生またはその恐れがある場合には回収を努力義務としてしている。						
回答 (詳細)	自治体が設置する基準不適合の場合には指導を行う。食品衛生法上の規格基準違反の場合、回収命令等必要な措置を行う。					
	規格基準不適合の場合は、回収のほか、廃棄等を命令する場合がある。さらに、原因究明調査等の結果を踏まえて、検査ロット以外にも違反が疑われる場合は、回収等措置の対象を拡大することがある。)					

有効回答数62/92

表 6 判定の結果に伴い執られる措置に関する質問に対する回答の集計結果

設問7	<p>サンプリング計画や手順を策定するにあたり問題点として感じていること</p> <p>国内には標準的なサンプリング計画と呼べるものがない。</p> <p>収去の実際からは、正確な母集団を想定することが難しい。どのような場面において、何を母集団と想定するかを示して欲しい。</p> <p>食品の種類および流通状況に依つては、計画を事前に策定しにくい場合や、予定したサンプル数を採取できないことがある。</p> <p>費用の制限からは検査項目を制限して実施せざるを得ない。</p> <p>母集団を代表するようにサンプルを採取したいが、もともとのアイテム数が少ない小売店頭等の実施は不可能である。</p> <p>サンプリング計画の策定の重要性は理解できるが、その策定に時間をして実際の収去ができるくなる恐れもある。</p> <p>検疫所で策定される計画と同程度の内容でサンプリング計画を策定し実行する事は不可能である。</p> <p>参考として引用している文献の内容が古く、現在の流通実態に合っていない。</p> <p>輸入食品と違い、国内の小売店で販売される食品については流通量が把握できず、よってサンプリング計画の策定が難しい。</p> <p>アイテム間でのばらつきの大きい食品についてはロットを代表とするサンプルを抜き取れるか疑問である。</p> <p>食品衛生法にサンプリングの数量等に関する明確な記述がない限りは、食品衛生法第28条に「必要な限度」とあることから、分析に要する試料量を満たす最小個数をサンプリングしているのが実情である。</p> <p>支出できる費用や収去先の状況の変化から毎年計画を立てなければならない。</p> <p>生鮮野菜などは集荷場でサンプリングする場合でも、生産者を特定することが難しく、違反時の措置まで考えると検査の実行がためらわれる。</p> <p>サンプリング数の規定を重要視した場合に、実際との乖離から実行できない場合がある。</p>
------------	---

表7 サンプリング計画や手順を策定するにあたり問題点として感じていることについての意見

収去検査等に伴う食品採取(サンプリング)に関するアンケート

I. 食品採取(サンプリング)の目的を以下の番号より選び○をつけてください。

1. 行政措置を伴う検査 (その頻度_____件/年、 検体数_____件)
2. 実態調査 (措置を伴わない分析)
3. その他(よろしければ簡単で結構ですので、備考欄にその内容をご記入ください)
備考

II. サンプリングを行う場所を以下の番号より選び○をつけてください。

1. 総合食料品店 (スーパーなど)の店頭
2. 総合食料品店 (スーパーなど)のバックヤード
3. 専門店 (鮮魚店、青果店といった)の店頭
4. その他 (よろしければ簡単で結構ですので、備考欄にその内容をご記入ください)
備考

III. サンプリングの対象*についてお聞きします

*サンプルにより代表させることを意図している集団(ロット、コンサインメント、個別食品等)

III. A 事前にサンプリングの対象を定めていますか？

以下の番号より選び○をつけてください。

1. 定めている (III. B にお進み下さい)

2. 定めていない (IV. にお進み下さい)

III. B III. Aにおいて、「定めている」とご回答いただいた方にお伺いします。

定めているサンプリング対象はどのようなものですか？

以下の番号より選び○をつけてください。

1. ロット (製造ロット等)

2. コンサインメント (サンプリング可能であった複数の製造ロットを区別せずといった)

3. 個別食品 (ロットやコンサインメントといった想定をせず)

IV. 採取する検体の個数と分析試料の調製についてお聞きします。

IV. A 1回のサンプリングあたりの採取する検体の個数は決められていますか？

以下の番号より選び○をつけてください。

1. 決められている (IV. B にお進み下さい)

2. 決められていない (IV. C にお進み下さい)

IV. B IV. Aにおいて、「決められている」とご回答いただいた方にお伺いします。

採取する検体の個数はどのように決められていますか？

以下の番号より選び○をつけてください。

1. 農薬や微生物といった分析対象物質やサンプリングの対象によらず一定
(具体的な抜き取り個数を教えてください _____ 個)

2. 分析対象物質に応じて決定*

*分析対象物質の健康危害上のリスク、過去の汚染実態等

3. サンプリングの対象に応じて決定*

*サンプリングの対象となるロット、コンサインメント、あるいは個別食品の個数(ロットを構成する個別食品の数)等

4. 分析対象物質とサンプリングの対象の組み合わせに応じて決定

5. 予算や労力に応じて決定

6. その他の方法あるいは考慮する要因があれば簡単で結構ですので、備考欄にその内容

をご記入ください

備考

IV. C 採取する検体の個数が複数であった場合、これら検体の分析試料としての調製について以下の番号より選び○をつけてください。

1. 複数の検体をまとめ混合し、均一な 1 つの試料として分析
2. 検体は個別に調製し、独立した試料として分析

IV. D 採取する検体の個数や分析試料の調製法について参考とする引用(ISO、JIS 規格、コーデックスガイドライン、論文等)があれば具体的に教えてください。

採取する検体の個数や分析試料の調製法について参考とする引用

V. 分析結果に基づく判定について以下の番号より選び○をつけてください。

1. 一つ検体に由来する一つの分析値に基づき判定
2. 一つ検体を併行分析して得られた分析値の平均値に基づき判定
3. 複数の検体に由来する分析値の平均値に基づき判定(再サンプリングを含む)
4. 複数の検体をそれぞれ併行分析し、得られた分析値を総合的に解析した後に判定
5. その他(簡単で結構ですので、備考欄にご記入ください)

備考

VI. 判定に基づく措置方法*を以下の番号より選び○をつけてください。

*I. 食品採取(サンプリング)の目的に措置を伴う場合のみご回答ください。

1. 製造業者への注意

2. 製造業者への自主回収勧告
3. 当該製品の回収指示(命令)
4. 当該製品を含むロットもしくはコンサインメント(当該ロットもしくはコンサインメント)の回収指示(命令)
5. 当該ロットもしくはコンサインメントを含む、違反が疑われる全ロットもしくは全コンサインメントの回収指示(命令)
6. その他(簡単で結構ですので、備考欄にご記入ください)
備考

VII. その他

サンプリング計画や手順を策定するに当たり問題点としてお感じの事がありましたらご回答ください。

検査におけるサンプリング計画並びに手順の
ハーモナイゼイションに関する研究

II. 分担研究報告書

分担課題 2.

サンプリングに起因する不確かさの推定
方法の検討

渡邊敬浩